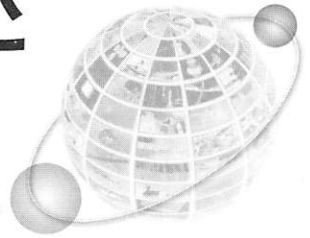


理由付記の大切さ

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



判

例や法律でずいぶん昔に確立した規範がある。それが、あつさりとは無視される出来事があった。執行機関という表現があるように、規範を適正に執行することが行政機関の職員の責務だ。しかし、規範の歴史が長くなるにつれて、その趣旨が忘れられてしまうことがある。そうした違法行為を防ぐためにも、職員一人ひとりが規範の意味を理解、実践し、それを次の世代に引き継いでいかなければならない。担当職員だけでなく、一般職員に対する制度研修が必要なのは制度発足時だけではない。

最高裁判例の無視

先日、ある人物の公務災害文書の部分開示決定を、人事院が取り消したという報道があった。その人物とは、「森友学園事件」に関わる公文書改ざんに関与させられ、自死した元職員である。

報道によれば、元職員が「うつ病を発症するまでの経緯や、亡くなる直前の業務内容などが記された部分について、具体的な理由を説明せずに不開示とした」という（朝日新聞21年11月5日）。

報道に接した私はとても驚いた。それは、かつて私自身も同様の不開示処分を受けたことがあり、その取

り消しを求めて最高裁まで争った経緯があるからだ。

私が請求したのは89年8月で、東京都情報公開条例（当時は公文書開示条例）に基づき、「個人情報実態調査に関して警視庁から入手、取得した一切の文書」の開示を求めた。これに対して、東京都は「条例第9条8号に該当」とする「理由」を付しただけで不開示決定をした。そこで、決定の取り消しを求めて私は提訴した。

当初は本人訴訟だったため、勝手によくわからず地裁では敗訴となった。しかし、私の窮状を救うべく、3人の弁護士が手弁当で代理人を引き受けてくれた。その結果、91年11月の高裁では逆転勝訴し、翌92年12

月の最高裁判決も東京都の決定を「違法である」と断じた。

開示請求に対する理由付記について、最高裁の初めての判断であったことから、判決はその後の解釈運用の規範となるリーディングケースとなった。判決の中心となる記述を以下に引用するので、その趣旨を再確認したい。

「開示請求者において：非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは：理由付記としては十分ではないといわなければならない」

約30年前の最高裁判決によって確立されたはずの規範を、人事院の職員は無視したのだ。

審査会答申の概要

人事院に対して公務災害文書の開示を求めたのは元職員の妻で、個人情報保護法12条1項に基づく本人開示請求であった。

審査会答申（後述）によれば、請求対象になった文書は「財務省が国家公務員災害補償法及び「災害補償制度の運用について」に基づき、公務災害に係る補償の認定の判断を行

うに当たり、処分庁に協議するため
の提出文書に記載された情報」だと
いう。

情報は「進行管理票」、「決裁・供
覧」、「特定疾病の認定について（回
答）」、「専門委員からの意見聴取」、
「特定疾病の認定について（協議）」、
「進行管理票」、「検討資料」などの多
くの文書から構成されている。

元職員の妻はこれらの文書を19年
9月に開示請求した。これに対して
人事院は10月に開示決定等の期限の
延長を行い、11月に部分開示決定を
行った。その通知書には該当する条
文の記載がなく、一部を不開示と
する具体的な理由の記載がなかつ
た。根拠条文を示すだけの決定なら
ば、わざわざ期限延長する必要はな
かったのではないか。

これを不服とする元職員の妻は、
20年2月に決定の取り消しを求める
審査請求を行った。これが情報公
開・個人情報保護審査会（以下、「審
査会」）に諮問されたのは20年5月
だった。そして、21年9月16日、審
査会は部分開示決定が「理由の提示
に不備がある違法なものであり、取
り消すべきである」とする答申を出
した。

こうした判断の理由として、審査

会は以下のことを指摘する。やや長
いが二度と忘れてはならない重要な
指摘なので引用したい。

なお、ここでいう「理由の提示」
とは行政手続法の用語だが理由付記
と同義であり、「法」とは個人情報
保護法を指す。

「理由の提示の制度は、処分庁の判
断の慎重・合理性を担保してその恣
意を抑制するとともに、処分理由
を相手方に知らせて不服申立てに便
宜を与える趣旨から設けられている
ものである。かかる趣旨に照らせ
ば、この通知に提示すべき理由とし
ては、開示請求者において、不開示
とされた箇所が法14条の不開示理由
のいずれに該当するのかが、その根
拠とともに了知し得るものでなけれ
ばならず、理由の提示が不十分な場
合、当該処分は違法であり、取り消
すべきものとなる」

「当該各条文に記載されているのみ
であって、開示請求に係る本件対象
保有個人情報について、その一部を
不開示とした具体的理由、すなわ
ち、当該各不開示部分が開示される
と、どのような根拠によって法14条
各号の不開示情報に該当するのにか
についての内容の記載は皆無である」
「当該各保有個人情報がどのような

理由によって不開示となるのかを十
分に了知できず、法に基づく審査請
求を行うに当たって、具体的、効果
的な主張をすることを困難にさせて
いるものであるから、理由の提示の
要件を欠く」

応答されない孤独

以上に取り上げた最高裁判例や答
申の論旨が説得的であることから、
元職員の妻の主張に依って、21年10
月29日に人事院が部分開示決定を取
り消したことは当然である。しか
し、理由付記が不十分であることを
理由とした決定の取り消しは、直ち
に開示することを意味しないために
強い不安が残る。

かつて私が最高裁で勝訴したとき
がそうだった。理由付記の不備を理
由に、いったん不開示決定は取り消
された。しかし、その後、東京都は
理由付記を書き直して、再び不開示
決定をしたのだ。私の開示請求は
「振り出し」にもどった。

今回の人事院による不開示決定の
取り消しも、違法にならない程度に
具体的な理由が提示され「振り出
し」にもどることはないだろうか。
しかし、それは杞憂に終わった。



このほど元職員の妻が記者会見を
行い、人事院が不開示としていた70
ページの文書の大半が開示されたこ
とを明らかにした。ただ、妻は会見
で「問題の」一番根っこの改ざん
に触れられてなく、がっかりした」
と述べているという（共同通信21年
11月17日）。

元職員の妻による今回の開示請求
は「夫はなぜ死んだのか」という遺
族の悲痛な思いがこもっている。そ
れを叶えることができない文書を、
具体的な理由もなく不開示にし続け
た人事院の対応は人倫に反する。

大切な家族の突然の死に関わる情
報を国や自治体が保有しているの
に、開示されない事例は他にもあ
る。たとえば、子どものいじめ自殺
に関する情報だ。これについても根
拠のない不開示決定が横行し、関係
文書を廃棄するなど論外な事例もあ
った。

コロナ禍の中で日本社会には多く
の孤独があり、これに苦悩する人た
ちがクローズアップされた。遺族の
知る権利を無視し、応答されない孤
独の中に置き続ける残酷さにも気づ
いてほしい。生きていく中で一人
ひとりの孤独に寄り添うことも、行
政機関が守るべき規範である。